

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案要綱

第一 在留期間に関する規定の整備

高度専門職の在留資格（第十四の一・二に係るものに限る。）に伴う在留期間の上限を設けないこと（第二条の二第三項関係）。

第二 上陸の手續に係る規定の整備

一 入国審査官の審査

1 上陸の申請に係る本邦において行おうとする活動が、第十四の一・二の活動である場合には、第七条第一項第二号に掲げる条件に適合しないものとする（第七条第一項第二号関係）。

2 第十四の一・一（一）から（三）までの活動を行おうとする外国人は、第七条第一項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、第七条の一に規定する証明書をもってしなければならないこと（第七条第二項関係）。

二 上陸許可の証印

1 入国審査官は、次の(一)又は(二)のいずれにも該当する外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができるとすること。この場合においては、第九条第一項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しないものとする(第九条第四項関係)。

(一) 3の登録を受けた者(3(一)(3)に該当するものとして登録を受けた者にあつては、31又は8により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。)であること。

(二) 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によって個人識別情報を提供していること。

2 入国審査官は、31又は8により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について1の記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならないこと(第九条第五項関係)。

3 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもって出国しようとするものが、

次の(一)から(三)まで（特別永住者にあつては、(三)を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において1の記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができるとすること（第九条第八項関係）。

(一) 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

(2) 第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

(3) 次のアからエまでのいずれにも該当する者

ア 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者であること（(1)に該当する者を除く。）。

イ 第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は1の記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

ウ 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

エ その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

- (二) 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によって個人識別情報を提供していること。
- (三) 当該登録の時に、第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

三 特定登録者カード

1 法務大臣は、二3(一)(3)に該当する外国人について二3の登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させるものとする(第九条の二第一項関係)。

2 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とすること(第九条の二第二項関係)。

- (一) 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
- (二) 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

3 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、二3の登録をした外国人の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができるものとする(第九条の二

第三項関係）。

4 2及び3のほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定めるものとする（第九条の二第四項関係）。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、2(一)及び(二)に掲げる事項並びに3により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができるものとする（第九条の二第五項関係）。

6 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とすること（第九条の二第六項関係）。

7 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができるものとする（第九条の二第七項関係）。

(一) 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失ったとき。

(二) 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は5の記録が毀損したとき。

8 法務大臣は、7の申請があつた場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする事（第九条の二第八項関係）。

第三 船舶観光上陸許可に係る規定の整備

一 入国審査官は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人（乗員を除く。）が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日（本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乗っている外国人にあつては、七日）を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができるものとする事（第十四条の二第一項関係）。

二 入国審査官は、指定旅客船に乗っている外国人（乗員を除く。）が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができるとすること（第十四条の二第二項関係）。

三 入国審査官は、一又は二の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができるものとすること（第十四条の二第三項関係）。

四 一又は二の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならぬこと（第十四条の二第四項関係）。

五 一又は二の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対

し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができるものとする（第十四条の二第五項関係）。

六 第十四条第一項ただし書の規定は、一及び二の場合に準用すること（第十四条の二第六項関係）。

七 入国審査官は、二の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によって個人識別情報を提供させることができるものとする（第十四条の二第七項関係）。

八 入国審査官は、二の許可を受けている外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知ったときは、直ちに当該許可を取り消すものとする（第十四条の二第八項関係）。

九 八の場合を除き、入国審査官は、二の許可を受けている外国人に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができるものとする。この場合において、当該外国人が本邦にあるときは、当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする（第十四条の二第九項関係）。

第四 所属機関等に関する届出に関する規定の整備

中長期在留者であつて、次の(一)又(二)に掲げる在留資格をもつて在留する者は、当該(一)又は(二)に掲げる在留資格の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならぬこと(第十九条の十六関係)。

(一) 高度専門職(第十四の一1(三)又は2(三)に掲げる活動に従事する場合に限る。)に係るものに限る。)
当該在留資格に応じてそれぞれ第十四の一1(三)又は2(三)に掲げる活動を行う本邦の公私の機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

(二) 高度専門職(第十四の一1(一)若しくは(二)又は2(一)又は(二)に掲げる活動に従事する場合に限る。)に係るものに限る。)
契約の相手方である本邦の公私の機関(高度専門職の在留資格(第十四の一1(一)に係るものに限る。)にあつては、法務大臣が指定する本邦の公私の機関)の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約の終了若しくは新たな契約の締結

第五 在留資格の変更に関する規定の整備

一 高度専門職（第十四の一・二に係るものに限る。）への変更は、第二十条第一項の規定にかかわらず、高度専門職（第十四の一・一（一）から（三）までに係るものに限る。）をもって本邦に在留していた外国人でなければ受けることができないこと（第二十条の二第一項関係）。

二 法務大臣は、外国人から高度専門職の在留資格（第十四の一・二に係るものに限る。）への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができないこと（第二十条の二第二項関係）。

三 法務大臣は、二の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする（第二十条の二第三項関係）。

第六 在留資格の取消しに関する規定の整備

法務大臣は、高度専門職の在留資格をもって本邦に在留する外国人が、当該在留資格に応じ第十四の一の活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（第十四の一・二に係るものに限る。）をもって在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が

現に有する在留資格を取り消すことができるものとする（第二十二條の四第一項第六号關係）。

第七 旅券等の提示等に関する規定の整備

一 本邦に在留する外国人で、次の1又は2に掲げる者は、常に当該1又は2に定める文書を携帯していなければならないこと（第二十三條第一項關係）。

1 第二の二2により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者 特定登録者カード

2 船舶観光上陸の許可を受けた者 船舶観光上陸許可書

二 第二十三條第一項又は第二項の外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、旅券、乗員手帳、特定登録者カード、許可書又は在留カード（以下「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならないこと（第二十三條第三項關係）。

三 十六歳に満たない外国人は、一にかかわらず、旅券等を携帯することを要しないものとする（第二十三條第五項關係）。

第八 退去強制に関する規定の整備

一 退去強制

次の1から3までのいずれかに該当する外国人については、第五章に規定する手続により、本邦からの退去を強制できるものとする（第二十四条第六号、第六号の二及び第六号の三関係）。

1 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留する者

2 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出航するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

3 第三の九により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの

二 退去強制令書の執行

入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする（第五十二条第七項関係）。

第九 みなし再入国許可に関する規定の整備

一 本邦に短期滞在の在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国

するときは、第二十六条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなすものとし、ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでないものとする（第二十六条の三第一項関係）。

二 一により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可の有効期間は、第二十六条第三項の規定にかかわらず、出国の日から十五日（在留期間の満了の日が出国後十五日を経過する日前に到来する場合に）は、在留期間の満了までの期間）とすること（第二十六条の三第二項関係）。

三 第二十六条の二第三項の規定は、一により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用すること（第二十六条の三第二項関係）。

第十 報告の義務に関する規定の整備

一 本邦に入る指定旅客船の長は、当該指定旅客船に第三の二の許可を受けている者が乗っているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならないこと（第五十七条第四項関係）。

二 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、

第三の一又は二の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならないこと（第五十七条第六項関係）。

三 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定の実施を確保するため必要があるとき、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約をした者をいう。以下同じ。）に、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができるものとする（第五十七条第八項関係）。

四 三により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならないものとする。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなすものとする（第五十七条第九項関係）。

第十一 事実の調査に関する規定の整備

法務大臣は、第二の二三の登録（第二の二三（一）（三）に該当する者に係るものに限る。）又は第二十六条第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができるものとする（第五十九条の二第一項関係）。

第十二 手数料に関する規定の整備

外国人は、第二の三1又は8により特定登録者カードの交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数を納付しなければならないものとする（第六十七条の二関係）。

第十三 罰則の整備

一 次の1又は2のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するものとする（第七十条第一項第七号及び第七号の二関係）。

- 1 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの
- 2 第三の九により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの

二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出航するまでの間に帰船することなく逃亡したものは、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする（第七十二条第二号関係）。

三 次の1又は2のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処するものとする（第七十六条第一号及び第二号関係）。

1 第七の一に違反した者

2 第七の二に違反して、旅券、乗員手帳、特定登録者カード又は許可書の提示を拒んだ者

四 第十の一、二又は四に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五十万円以下の過料に処するものとする（第七十七条第二号関係）。

第十四 別表第一の整備

一 高度専門職の項を加え、高度専門職の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として、次に掲げる活動を規定すること（別表第一の二の表関係）。

1 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次の(一)から(三)のまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの

(一) 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

(二) 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

(三) 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

2 1の活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動

(一) 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

(二) 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

(三) 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

(四) (一)から(三)までのいずれかの活動と併せて行う別表第一の一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又は別表第一の二の表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項の下欄に掲げる活動(一)から(三)までのいずれかに該当する活動を除く。)

二 投資・経営の項を経営・管理の項とし、経営・管理の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)」と規定すること(別表第一の二の表関係)。

三 人文知識・国際業務の項を削り、技術の項を技術・人文知識・国際業務の項とし、技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）」と規定すること（別表第一の二の表関係）。

四 留学の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と規定すること（別表第一の四の表関係）。

五 特定活動の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として「法務大臣

が個々の外国人について特に指定する活動」と規定すること（別表第一の五の表関係）。

第十五 その他

在留カードの有効期間に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

第十六 附則

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること（附則第一条から第六条関係）。

二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬

取締法等の特例に関する法律（平成三年法律第九十四号）等について、所要の改正を行うこと（附則第

七条及び第八条関係）。